

令和 3 年 11 月 15 日

太宰府市教育委員会
教育長 樋 田 京 子 様
(教育部学校教育課)

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 實 原 隆 志

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき令和 3 年 9 月 16 日付 3 太教学第 1902 号により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 6 月 9 日付 3 太教学第 785 号で行った情報一部公開決定処分は、調査Ⅰ小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況（以下「暴力行為の状況」という。）のうち「学年別加害児童生徒数」、調査Ⅱ小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等（以下「いじめの状況等」という。）のうち「いじめの認知件数の学年別、男女別内訳」、「いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する「重大事態」について（以下「重大事態」という。）」の発生件数、調査Ⅲ小学校及び中学校における長期欠席の状況等（以下「小学校及び中学校における長期欠席の状況等」という。）のうち「長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）（以下「長期欠席者の状況」という。）」を非公開とした点において、妥当ではない。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った情報公開請求書（令和 3 年 5 月 26 日付）による情報公開請求に対し、実施機関が行った情報一部公開決定（令和 3 年 6 月 9 日付 3 太教学第 785 号）の処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、非公開となった情報のうち、「学校調査番号」、「学校名」、「記入者名」及び「電話番号」以外の情報の公開を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 情報公開請求

審査請求人は、令和 3 年 5 月 26 日、実施機関に対して、情報公開条例第 6 条及び同施行規則（平成 9 年規則第 12 号）第 3 条に基づき、「文部科学省の令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査に関して太宰府市教育委員

会が提出した書類」の公開請求をした。

イ 情報一部公開決定

実施機関は、情報公開条例第 10 条第 2 号の個人に関する情報であり、他の情報と結び付けることにより、間接的に特定の個人を推測、識別され得る情報であるためとの理由により情報の一部を公開する決定を行った。(令和 3 年 6 月 9 日付 3 太教学第 785 号)

ウ 審査請求

審査請求人は、同年 9 月 2 日に本件処分を不服とし、情報公開条例第 13 条の規定に基づき実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和 3 年 9 月 30 日付の反論書及び同年 10 月 20 日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 主張の要旨

ア 暴力行為の状況のうち「学年別加害児童生徒数」、いじめの状況等のうち「いじめの認知件数の学年別、男女別内訳」、小学校及び中学校における長期欠席の状況等のうち「長期欠席者の状況」の 3 項目について、学校名及び学校名が推測できる情報が不明であれば、実施機関がいう「当該学校の児童生徒や保護者を含む地域住民等の関係者」は存在せず、特定の児童生徒を推測、識別され得る情報ではない。単なる統計数字であり、情報公開されても何ら問題ないと考える。

イ いじめの状況等のうち「重大事態」は、学校名及び学校名が推測できる情報が不明であれば、実施機関がいう「当該学校の児童生徒や保護者を含む地域住民等の関係者」は存在せず、特定の児童生徒を推測、識別され得る情報ではない。単なる統計数字であり、情報公開されても何ら問題ないと考える。

ウ 統計法第 40 条及び令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査実施要項「5 結果の公表の方法」についてであるが、実施機関は、「都道府県番号 学校調査番号」「学校名」「記入者名」「電話番号」の基本情報 4 項目、暴力行為の状況のうち「学年別加害児童生徒数」の 1 項目、いじめの状況等のうち「いじめの認知件数の学年別、男女別内訳」「重大事態」の 2 項目、小学校及び中学校における長期欠席の状況等のうち「長期欠席者の状況」の 1 項目のあわせて 8 項目以外の太宰府市教育委員会、市内小学校 7 校及び市内中学校 4 校の調査票を情報公開している。この情報公開に当たって実施機関は、統計法第 40 条及び令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査実施要項「5 結果の公表の方法」を踏まえて情報公開の決定を行っているのが当然の道理である。よって、この問題は実施機関により当然クリアされているものとする。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和 3 年 9 月 16 日付の弁明書及び同年 10 月 20 日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 経緯

実施機関は、令和3年5月26日に審査請求人が行った本件の情報公開請求に係る情報について、「**㊟**文部科学省 令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査調査票」（以下「本件文書」という。）を特定し、同年6月9日、情報一部公開の決定を通知した。

本件文書は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知の「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について（依頼）」（令和2年3月6日付元初児生第20号。以下「文科省通知」という。）で実施された調査において、太宰府市教育委員会が提出した調査票である。

本調査は、文科省通知の「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき実施されたものであり、調査の趣旨は、「児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組により一層の充実に資するとともに、本調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくものとする。」とされている。

（2）主張の要旨

ア 情報公開条例第10条第2号では、個人のプライバシーに関する情報であると明らかに識別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であると確認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は非公開を原則としている。本件文書に記載されている内容は、児童生徒という未成年者に関する情報であり、かつ、「暴力行為」、「いじめ」等に関する情報である。児童生徒にとって、不名誉な行為や心身の状況等を推測し得る情報は、人格形成途上にある児童生徒のプライバシー保護やその健全な育成を期するとの観点から、広範囲に保護すべき情報であると言える。

イ 情報公開条例第10条第2号では、個人情報とは、氏名や住所などの第一義的情報だけでなく、ほかの情報と結び付けることで、間接的に特定の個人を識別し得る情報も含まれるとされている。

本件文書に記載されている内容は、暴力行為の加害児童数やいじめの認知件数等も含まれ、それらは数値の情報であるが、本調査の対象期間が実施要項により「令和元年度間」と特定していることで、少数である場合や学年が特定される場合は、当該学校の児童生徒や保護者を含む地域住民等の関係者が持つほかの情報と結び付けることで、特定の児童生徒を推測、識別され得る情報であるため、非公開とすべき情報である。

暴力行為の加害児童数やいじめの認知件数等の数値が多い場合は、当該学校の児童生徒や保護者を含む地域住民等の関係者がほかの情報と結び付けることで、特定の個人を識別できるか否かの判断は難しいものの、少なくとも、公にすることになれば、生徒指導が困難な学校という評価や他の生徒も問題を起こすのではないかという様々な不信感や憶測等を生じさせるおそれは否定できないため、当該学校に所属している児童生徒に不利益を及ぼすおそれがある。その点においても、人格形成途上にある児童生徒のプライバシー保護やその健全な育成を期するとの観点から、非公開とすべき情報である。

ウ 情報公開条例第 10 条第 2 号では、個人に関する一切の情報は非公開を原則としている一方、ただし書に規定する情報は例外的に公開するとしている。

本件文書について、同号ただし書のイの該当性であるが、本調査は、実施要項「6 その他」に、「本調査は、統計法に基づく一般統計調査である。」とされている。統計法第 40 条第 1 項では、「行政機関の長、指定地方公共団体の長その他の執行機関又は指定独立行政法人等は、この法律（指定地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該指定地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」として、調査票情報等の利用を制限している。

エ 実施要項の「5 結果の公表の方法」において、「(2) 都道府県教育委員会等は、当該都道府県等についての調査の結果を文部科学省の公表後に公表することができる。ただし、文部科学省が都道府県別に公表している項目に限る。」としている。文部科学省は本調査の結果として、「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（令和 2 年 11 月 13 日（金）文部科学省初等中等教育局児童生徒課。以下「文科省調査結果」という。）を公表している。文科省調査結果において、都道府県別に公表されている項目（以下「県別公表項目」という。）は次のとおりであり、県別公表項目以外の項目は情報公開条例第 10 条第 2 号のただし書のイには該当しない。

（都道府県別に公表されている項目（高等学校の内容を除く））

- ・ 暴力行為の発生件数及び 1,000 人当たりの発生件数
- ・ 校種別暴力行為発生件数
- ・ いじめの認知件数及びアンケート調査実施状況
- ・ いじめの現在の状況
- ・ いじめの発見のきっかけ
- ・ 理由別長期欠席者数
- ・ 不登校生徒数及び 1,000 人当たりの不登校生徒数
- ・ 都道府県・指定都市における教育相談機関数及び教育相談員数

オ 審査請求人が公開を主張する「学校調査番号」、「学校名」、「記入者名」及び「電話番号」以外の情報に係る処分の理由は以下のとおりである。

① 暴力行為の状況のうち「学年別加害児童生徒数」、いじめの状況等のうち「いじめの認知件数の学年別、男女別内訳」及び小学校及び中学校における長期欠席の状況等のうち「長期欠席者の状況」はそれぞれの該当数を学年別に記載している部分である。

暴力行為の加害児童数やいじめの認知件数等の数値の情報であるが、少数である場合に学年や性別が特定されると、当該学校の児童生徒や保護者を含む地域住民等の関係者が持つほかの情報と結び付けることで、特定の児童生徒を推測、識別され得る情報である。

また、文科省調査結果においても、学年別や男女別の数値は県別公表項目として

いないため、情報公開条例第10条第2号のただし書のイには該当しないものであり、非公開とすべき情報である。

- ② いじめの状況等のうち「重大事態」については、本調査の対象期間が実施要項により「令和元年度間」と特定していることから、当該学校の児童生徒や保護者を含む地域住民等の関係者が持つほかの情報と結びつけることで、特定の児童生徒を推測、識別され得る可能性が高い情報である。

また、文科省調査結果においても、全国統計として、校種区分毎、該当区分毎の数値の公表としており、都道府県別の公表をしていない。文部科学省も全国統計のみを公表する前提で調査していることから、情報公開条例第10条第2号のただし書のイには該当しないものであり、非公開とすべき情報である。

本件文書には、統計法に基づく一般統計調査であることから、統計法第40条第1項ではその情報等の利用に制限があり、実施要項においても県別公表項目以外の項目の公表を制限していることから、情報公開条例第10条第1号に該当する情報も含まれると解すべきである。その点においても、①及び②の情報は非公開とすべき情報である。

5 審査会の判断

(1) 情報公開条例における関係規定

情報公開条例は、情報公開請求を受けた場合に、当該情報を公開することを原則としている一方で、情報公開条例第10条各号において例外的に公開しなくてよい情報を列挙している。そのうち、本件請求と密接に関係する非公開情報は、個人情報である（情報公開条例第10条第2号柱書き）。個人情報には、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報だけでなく、特定の個人が「識別され得る」情報も含まれる。市の「運用の手引き」の説明によれば、ほかの情報と結びつけることで間接的に特定の個人が推測できるものが「識別され得る」情報に含まれる。

そして、そこでいう「ほかの情報」には一般人の知り得る情報にとどまらず、近隣住民や関係者のみが知る情報も含まれると考えられるのが一般的である。そうした、特定の個人の識別に至る可能性に加えて、「ある集団の構成員が必ずしも少数ではない場合であっても、情報の性質、内容によっては、当該集団に属する構成員全員が不利益を受ける可能性」も考慮に入れて解釈する必要があると指摘されている（宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説 [第8版]』（有斐閣、2018年）75-79頁）。こうした不利益の発生を避ける必要性は、当該事例の秘匿性や私事性の高さに応じて高まり、本件は、そうした秘匿性が比較的高い事案に当たると考えられる。それゆえ、一定程度の範囲において知られている情報をもとに特定の個人の識別に至るおそれや、当該集団に属する構成員に不利益が生じるおそれを、慎重に考慮する必要がある。

また、情報公開条例第10条第2号ただし書は、個人情報であってもなおも公開を要する場合を同号アからエにおいて列挙している。市の「運用の手引き」は、そのうち、「イ公表することを目的として作成し、又は取得した情報」には、公表することを前提として提供された情報や、従来から慣行上公表されている情報などが含まれるとしている。

(2) 本件文書のうち非公開となった情報

口頭意見陳述において請求人が述べたことも踏まえると、本件文書において非公開となった情報のうち、実施機関と請求人の間で争いがあるのは、暴力行為の状況のうち「学年別加害児童生徒数」、いじめの状況等のうち「いじめの認知件数の学年別、男女別内訳」、「重大事態」の発生件数、小学校及び中学校における長期欠席の状況等のうち「長期欠席者の状況」の公開に関してである。

ア 暴力行為の状況のうち「学年別加害児童生徒数」

実施機関は、本件文書が示している調査の対象期間が「令和元年度間」に特定されていることや、当該認知件数が少数である場合には、特定の児童生徒を推測、識別するに至るおそれがあると指摘する。また、仮に、当該認知件数の数値が多い場合には、当該学校の関係者等に様々な不利益が生じ得ることを指摘する。しかし、当該児童生徒の中には、今なお在学中の児童生徒がいる可能性が高いことを考慮しても、市教育委員会が認知したものとして示されている加害児童生徒数から特定の個人の識別に至るとは考え難い。さらに、これらの数字は暴力行為の詳細を記述するものではなく、加害児童生徒数という単なる数字にすぎないのであり、これらの公開によって当該学校の関係者等に様々な不利益が生じさせるものとは考え難い。よって、本件文書に含まれている、暴力行為の状況のうち「学年別加害児童生徒数」を非公開とした実施機関の処分は、妥当でない。

イ いじめの状況等のうち「いじめの認知件数の学年別、男女別内訳」

実施機関は、これらの数値についても同様に、本件文書が示している調査の対象期間が「令和元年度間」に特定されていることや、当該認知件数が少数である場合には、特定の児童生徒を推測、識別するに至るおそれがあると指摘する。また、仮に、当該認知件数の数値が多い場合には、当該学校の関係者等に様々な不利益が生じ得ることを指摘する。しかし、当該児童生徒の中には、今なお在学中の児童生徒がいる可能性が高いことを考慮しても、市教育委員会が認知したものとして示されている発生件数から特定の個人の識別に至るとは考え難い。さらに、これらの数字は「いじめ」の具体的内容の詳細を記述するものではなく、認知件数という単なる数字にすぎないのであり、これらの公開によって当該学校の関係者等に様々な不利益が生じさせるものとは考え難い。よって、本件文書に含まれている、いじめの状況等のうち「いじめの認知件数の学年別、男女別内訳」を非公開とした実施機関の処分は、妥当でない。

ウ いじめの状況等のうち「重大事態」の発生件数

実施機関は、これについても、本件文書が示している調査の対象期間が「令和元年度間」に特定されていることや、当該認知件数が少数である場合には、特定の児童生徒を推測、識別するに至るおそれがあると指摘する。また、仮に、当該認知件数の数値が多い場合には、当該学校の関係者等に様々な不利益が生じ得ることを指摘する。しかし、当該児童生徒の中には、今なお在学中の児童生徒がいる可能性が高いことを考慮しても、市教育委員会が認知したものとして示されている発生件数から特定の個人の識別に至るとは考え難い。さらに、これらの数字は「重大事態」の詳細を記述するものではなく、発生件数という単なる数字にすぎないのであり、これらの公開によって当該学校の関係者等に様々な不利益が生じさせるものとは考え難い。よって、本

件文書に含まれているいじめの状況等のうち「重大事態」の発生件数を非公開とした実施機関の処分は、妥当でない。

エ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等のうち「長期欠席者の状況」

実施機関が述べる理由は、これらの数値についても同様であり、本件文書が示している調査の対象期間が「令和元年度間」に特定されていることや、当該認知件数が少数である場合には、特定の児童生徒を推測、識別するに至るおそれがあると指摘する。また、仮に、当該認知件数の数値が多い場合には、当該学校の関係者等に様々な不利益が生じ得ることを指摘する。しかし、当該児童生徒の中には、今なお在学中の児童生徒がいる可能性が高いことを考慮しても、市教育委員会が認知した発生件数から特定の個人の識別に至るとは考え難い。さらに、これらの数字は当該長期欠席者の状況の詳細を記述するものではなく、理由ごと（病気、経済的理由、不登校、その他）の長期欠席者の数を示したにすぎないのであり、これらの公開によって当該学校の関係者等に様々な不利益が生じさせるものとは考え難い。よって、小学校及び中学校における長期欠席者の状況のうち「長期欠席者の状況」を非公開とした実施機関の処分は、妥当でない。

(3) 結論

以上のことから、本件処分のうち、暴力行為の状況のうち「学年別加害児童生徒数」、いじめの状況等のうち「いじめの認知件数の学年別、男女別内訳」、「重大事態」の発生件数、小学校及び中学校における長期欠席の状況等のうち「長期欠席者の状況」を非公開とした点において、妥当でない。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和3年10月6日 第1回審査会（審議）

令和3年10月20日 第2回審査会（口頭意見陳述、審議）

令和3年11月2日 第3回審査会（審議）